

## 10 その他

1 修学旅行等に対する支援措置にはどのようなものがあるのか。

A 修学旅行生を対象として、加賀宝生（能楽）や芸妓による伝統文化体験会を開催するほか、金沢市内で行う工芸、和菓子、茶道などの体験費用に助成します。

2 市の事業の補助について、宿泊業は除外されているが、宿泊税を課税するのであれば、それらの除外をやめるべきではないか。

A 市の補助制度については、目的に適した制度としております。

3 わからない事がたくさんありますが、私が市役所に出向けば個別で対応して頂けますか。

A 宿泊税の徴収事務についてご不明な点がございましたら、税務課までお問い合わせください。

4 個人で経営しているが、よく分からず不安なため、個別に、無料で税理士さんをお願いできないか。

A 市として、税理士を通じた納税制度を設ける予定はありませんが、納税に関してご不明な点がございましたら、税務課までお問い合わせください。